

## 検査内容変更のお知らせ

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てをいただき、厚くお礼申し上げます。

さてこの度、下記の検査項目につきまして、検査内容を変更致しますので取り急ぎご案内致します。

誠に勝手ではございますが、何卒ご了承の程お願い申し上げます。

謹白

記

### 検査内容変更項目

| コード  | 項目名   | 変更箇所              | 新  | 旧                              | 備考                    |
|--|---|-------------------|--|--------------------------------|-----------------------|
| 2490<br>2767<br>2883<br>3058<br>3059<br>3468 | 乱用薬物スクリーニング<br>大麻・マリファナ検査<br>覚醒剤検査<br>コカイン系麻薬検査<br>アヘン系麻薬検査<br>乱用薬物検査 | 妥当性試験<br><br>報告形態 | クレアチニン測定<br>比重測定<br>pH測定<br>亜硝酸塩測定<br><br>裏面参照 | 未実施                            | 検査の品質向上を図るため、妥当性試験を実施 |
| 2161   | β-Dグルカン   | 基準値               | 11pg/ml未満                                      | 11.0pg/ml以下                    | 試薬添付文書の標記に準拠          |
| 1752   | 遊離テストステロン   | 所要日数              | 3~6日   | 3~9日                           | 測定頻度の見直し              |
| 3106   | EGFR遺伝子変異解析   | 所要日数              | 5~9日   | 6~10日                          | 検査作業工程の改良             |
|  |   | 報告形態              | (ex19の変異に関して)<br>3種類の変異タイプを報告                  | (ex19の変異に関して)<br>19種類の変異タイプを報告 |                       |

### 実施期日

- 平成25年10月1日(火)受付分より

# 規制薬物関連検査

規制薬物関連検査をご依頼の全検体につき、“検体妥当性試験 (specimen validity test)” を新たに実施し、薬物分析自体の結果と併せ、総合判定することと致します。

検体妥当性試験は、米国・保健社会福祉省による『連邦職域薬物検査プログラム必須ガイドライン』の要求事項に掲げられているもので、検査材料である尿が薬物検査に適しているか否かを確認するため、クレアチニン濃度、比重、pH、亜硝酸塩濃度を測定します。

薬物依存状態の把握や治療を行なう上で検査結果の信頼性は極めて重要です。一方、検査の対象となる覚せい剤や麻薬は、所持、売買のみならず使用そのものが法律で禁止されていることから、非合法な使用（乱用）を隠蔽することを目的とした検査材料の改ざんが行われる恐れがあります。万一改ざんにより適正な検査結果が得られなければ、被験者の治療の機会が損なわれることになりかねません。

今般の検体妥当性試験導入は、判定の信頼性保証精度を向上させることを目的に実施させていただきます。

## 変更内容

| コード  | 検査項目名       | 変更内容  | 新                           | 旧                 |
|------|-------------|-------|-----------------------------|-------------------|
| 2490 | 乱用薬物スクリーニング | 妥当性試験 | 実施※1                        | 未実施               |
| 2767 | 大麻・マリファナ検査  | 報告形態  | 陽性 (P/Positive)             | 陽性 (P/Positive)   |
| 2883 | 覚せい剤検査      |       | 検出せず (N/Negative)           | 検出せず (N/Negative) |
| 3058 | コカイン系麻薬検査   |       | 無効 (I/Invalid)              | のいずれかの判定結果を報告     |
| 3059 | アヘン系麻薬検査    |       | 混入 (A/Adulterated Specimen) |                   |
| 3468 | 乱用薬物検査      |       | 入替 (S/Substituted Specimen) |                   |
|      |             |       | のいずれかの判定結果を報告※2、※3          |                   |

※1 お預かりした検体のクレアチニン濃度、比重、pH、および亜硝酸塩濃度測定を実施し、その結果が所定の管理基準を逸脱していた場合、検体に人為的な操作が加えられた可能性があるかと判断します。  
ご報告する検査結果は「無効」、「混入」あるいは「入替」のように薬物乱用の有無判定を留保する内容となります。  
(検体妥当性試験の個々の結果は報告書には記載せず、該当する判定結果のみ記載致します。)

※2 検体希釈が考えられる場合、その旨のコメントを付記致します。

※3 「無効」「混入」「入替」の場合でも、料金をご請求申し上げますので、ご了承下さい。

### 参考資料

Mandatory Guidelines for Federal Workplace Drug Testing Programs  
(Department of Health and Human Services, USA)